

令和6年度埼玉県グリーン調達・環境配慮契約推進方針改定の概要

1 国基本方針の改正に伴う改定

国の環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「国基本方針」という。）の改正を受けて、国基本方針と同様に判断の基準等を見直しを行います。

(1) 特定調達品目（重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類）について

国基本方針の特定調達品目が改正（R5.12.22）されましたが、新たな品目の追加はなく、令和6年度は令和5年度と同様の287品目となっています。

(2) 判断の基準等の見直し

判断の基準等については、国基本方針と同様に見直します。

国の判断基準の変更については（参考）「特定調達品目及び判断の基準等の改訂一覧」をご確認ください。

2 その他の改定内容

・国基本方針において、2つの判断基準（基準値1、基準値2）がある品目のうち、これまで県方針にてどちらの基準とするか不明瞭であった品目について、改めて、基準を明示するものです。

品目：タイヤ、太陽熱利用システム

基準：基準値1

3 「彩の国リサイクル認定製品」の追加

・「彩の国リサイクル認定製品」について令和5年度新規認定製品（8件）を追加しております。